様式第２号

埼産振第　　　　　号

令和　　年　 月 　日

令和　年度埼玉県産業振興公社海外ＥＣ活用支援事業補助金交付決定通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社

理事長

令和　　年 月 日付けで申請のあった埼玉県産業振興公社海外ＥＣ活用支援事業補助金については、同補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

１　交付金額　　金　　　　　　　円

２　支払方法　　精算払い

３　条　　件

（１） 補助事業が当該年度２月末までに完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、すみやかに書面によりその旨を理事長に報告して、その指示を受けること。

（２） 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又は条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（３） 埼玉県産業振興公社海外ＥＣ活用支援事業補助金交付要綱を遵守すること。